

糸魚川市立中学校生徒を対象とした 地域クラブ活動の目指す姿(基本方針)

令和 6 年 3 月

糸魚川市教育委員会事務局

1 基本方針

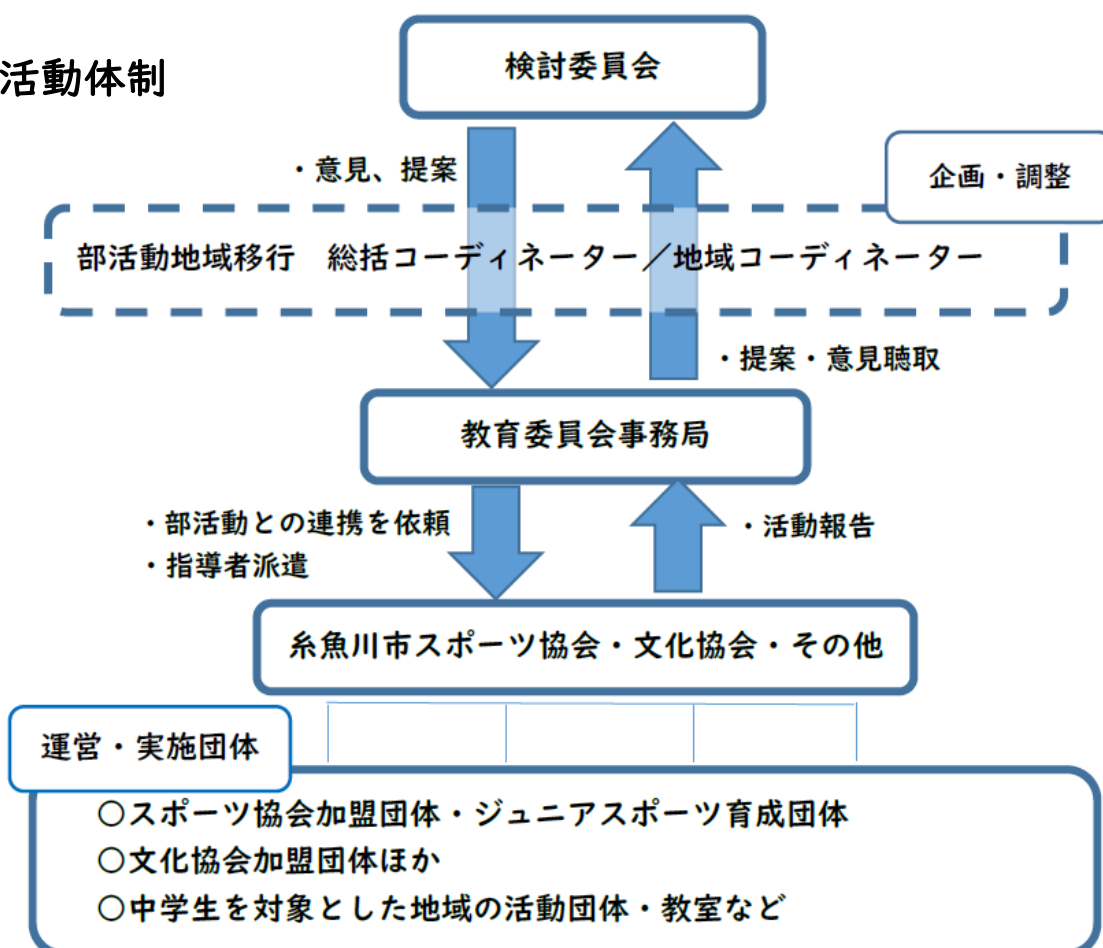
- ◆ 部活動の教育的価値を生かしながら学校と地域が連携した地域クラブ活動体制づくりを進める。

地域の中学生を対象としたジュニアスポーツ育成団体・文化活動団体をベースとして、希望する生徒誰もが参加できる、学校と地域が連携・融合した子どもの新しいスポーツ・文化活動の環境となる地域クラブ活動を創設する。

2 地域クラブの活動方針

- ◆ スポーツ・文化活動を楽しみ、学び、成長し、スポーツ・文化活動で自立する子どもを育てる。
- 競技力・技術力等の向上と個人やチームの成長を目指した生徒主体の活動
- 多様なニーズに合わせた活動
- コンプライアンス重視で生徒の人格を重んじた指導
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の遵守

3 活動体制



4 実施団体及び認定基準

(1) 実施団体

- ・系魚川市スポーツ協会または文化協会の加盟団体
- ・系魚川市スポーツ協会加盟団体の傘下にある、当該加盟団体が認めたクラブ・団体
- ・系魚川市文化協会加盟団体の傘下にある、当該加盟団体が認めたクラブ・団体
- ・系魚川市立中学校部活動の地域移行に係る検討委員会に申請し認められたクラブ・団体

(2) 認定基準

〔共通事項〕

- ・市の基本方針の遵守
- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の遵守
- ・スポーツ安全保険等（スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動・地域活動が補償対象となるもの）への加入
- ・適切な指導ができる指導者の配置（人数・資格等）

〔運動部活動関係〕

- ・スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞等に基づく会計処理と情報公開
- ・日本スポーツ協会（以下、JSPOという。）及びJSPO加盟中央団体の指導者資格（スタートコーチ資格以上）を有する指導者を 1 名以上確保すること又は、同等の有資格指導者の育成

〔文化・芸術部活動関係〕

- ・適正な会計処理と情報公開
- ・一定の指導経験を有する指導者を配置

5 活動場所

- 系魚川市立小中学校の学校施（グラウンド、体育館、テニスコート、武道場、音楽室等）
- 系魚川市社会体育施設（体育館等）
- 文化施設（文化ホール等）
- 地区公民館など

※施設使用に関するルール・条件等は施設ごとに整備を進める

6 活動時間

- 平日は学校活動終了後、21 時までの間の 2 時間以内
- 学校の休業日は概ね9時から 16 時 30 分の間の 3 時間以内

- ※ただし、関連する部活動と合わせて、平日 1 日、休日 1 日の休養日が確保されること
- 長期休業期間は、9時から 21 時までの間の 3 時間以内

7 経費等

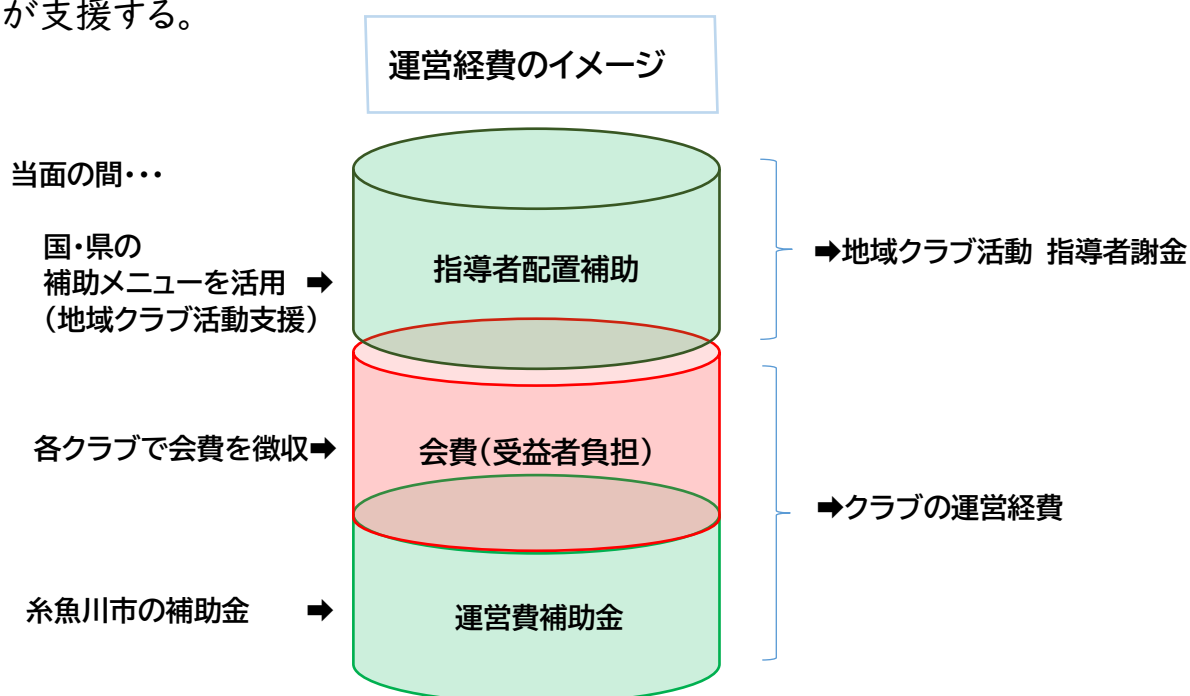
- ◆ 会費を徴収し、実施団体による運営（受益者負担）とする。
- ◆ 運営経費の一部を市が支援する。支援内容は次のとおり。

(1) 地域クラブ活動を行う団体の運営経費の支援

➡系魚川市補助金を活用し、地域クラブの活動経費の一部について支援する。

(2) 地域クラブ活動を行う団体の指導者の配置に係る経費への支援

➡指導者の配置に必要な謝金等分について、国県の補助を活用し一部を市が支援する。



※報酬単価、年間従事上限時間、配置人数の基準などは活動状況を把握しながら検討する。

(3) 困窮世帯への支援

➡経済的条件などによらず、誰もが地域クラブ活動に参加できるよう、必要な支援策を検討する。

8 共通理解事項

- (1) まずは、R8年度を目標とし、休日の「地域クラブ活動」体制づくりを進める。
- (2) 国の補助を活用した「地域クラブ活動」への支援は、休日の取組を優先して対象とし、平日の「地域クラブ活動」に対する支援は、可能な範囲で行う。